

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則」の一部
を改正する省令案について

平成 23 年 11 月 29 日
経済産業省製造産業局自動車課
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 改正案概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）に基づき、使用済自動車の適正処理における安全性を確保し、また中古車輸出に係るリサイクル料金返還手続きの円滑化等を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「省令」という。）の改正を行う。

2. 車載用のリチウムイオン電池等の取扱いについて

（1）現行制度概要

解体業者が使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して利用できる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならないとされている（法第 16 条第 1 項）。

解体工程における再資源化に関する基準は、主務省令で定める基準に従い行わなければならぬとされており（法第 16 条第 2 項）、事前回収物品については鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができるものに引き渡すこと、と規定している（省令第 9 条第 2 号）。

（2）改正案の内容

事前回収物品として、リチウムイオン電池及びニッケル・水素電池を追加する。

（3）改正理由

事前回収物品は、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用に資することに加え、解体工程で回収しない場合には、その後の破碎工程での再資源化が困難となり、ASR（自動車破碎残さ）の量が増加し、また、技術的に ASR のリサイクルが困難なものとなるため、解体工程での回収を義務づけている。

リチウムイオン電池を搭載したハイブリッド自動車や電気自動車については、近年市販が開始され、今後使用済自動車の発生量の増大が見込まれるところ、リチウムイオン電池は可燃性の電解液を使用しているため、破碎時に破裂・発火の危険性があり、破碎前に取り外す必要がある。

また、ニッケル・水素電池を搭載したハイブリッド自動車については、既に 10 年以上前から普及しており、ニッケル・水素電池が有価で取引されているため解体工程において解体業者が自主的にニッケル・水素電池の回収をしている現状があるものの、アルカリ性の電解液を使用しており破碎時の作業安全上の危険性を否定できないため、制度上確実な回収を明確化する必要がある。

以上のことから、車載用のリチウムイオン電池及びニッケル・水素電池を事前回収物品に追加する。

なお、8月23日に開催した、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議第29回にて、上記事項について審議を行ったところ、事前回収物品に追加指定することが妥当との提言を受けている。

3. 輸出取戻しに係る手続きの円滑化等について

(1) 現行制度概要

自動車の所有者は、新車の新規登録を行う際にリサイクル料金（再資源化預託金等をいう。以下同じ。）を預託し、使用済みとなった際の特定再資源化等物品（フロン類、エアバック及び自動車破碎残さ）の再資源化費用に充てることとされている。（法第73条第1～第4項）

このリサイクル料金については、当該自動車を中古車として輸出した場合等預託しておく必要がなくなった場合には、自動車の所有者はこれを取り戻すことができるとしている（法第78条第1項。以下「輸出取戻し」という。）。

その申請に際して添付を要する書類としては、下記のとおり定めている（省令第76条第2項）

- 一 輸出許可証の写し
 - 二 船荷証券又は船舶による運送契約に関する書類の写し
 - 三 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の写し
- と定めている。

(2) 改正案の内容

省令第76条第2項に定める輸出取戻しの申請の際の添付書類について、「船荷証券又は船舶による当該自動車の運送契約に関する書類」に「航空機による運送契約に関する書類」を追加するとともに、「輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の写し」に「登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書」を追加する。

(3) 改正理由

① 航空機による運送契約に関する書類の追加について

輸出取戻しは、主として船舶による運送を想定して制度を構築していたため、運送契約を証する必要な書類として船舶に関する書類のみを認めているところ。しか

し、海外の自動車メーカーが日本国内で新車のテスト走行を実施する事例など、航空機輸送により輸出入を行う場合がある。制度の趣旨にかんがみれば、輸送手段によって輸出取戻しを認めるか否かを区別する必要はないため、航空機輸送の場合も輸出取戻しを認めるべきである。

このため、運送契約を証するとして、航空機による運送契約に関する書類を追加する。

② 登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書の写しの追加について

当該自動車を輸出した時点の所有者を確認するための必要書類として、輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書を規定している。しかし、これらは通関時の確認書類として用いるものであり、輸出後には手続き上の必要性がないことから再発行されないため、書類を紛失した場合は輸出取戻しが不可能でとなっている。

以上のことから、自動車輸出時の所有者を確認するための必要書類として、輸出後の紛失時にも再発行が可能な書類である登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書（輸出が予定されている旨、又は輸出された旨が記載されたものに限る）を追加する。

なお、本措置により東日本大震災により輸出抹消仮登録証明書等を紛失した者も輸出取戻しが可能となる。

4. 施行期日

1月中（予定）